

医政地発 1220 第 2 号
令和 3 年 12 月 20 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

周産期母子医療センターの業務継続計画策定について

都道府県による総合周産期母子医療センターの指定又は地域周産期母子医療センターの認定（以下単に「指定又は認定」という。）については、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成 29 年 3 月 31 日付け医政地発 0331 第 3 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「課長通知」という。）により、指定又は認定を受けた医療機関（以下単に「医療機関」という。）であって、業務継続計画を策定していないものは、令和 4 年 3 月までに業務継続計画を策定することを前提に、指定又は認定を継続することを可能としてきたところです。

今般、「令和 3 年度周産期医療体制調査」により、複数の医療機関において業務継続計画を策定していないとの報告を受けています。そのため、貴職におかれましては、当該調査において業務継続計画を策定していないと回答した医療機関の策定状況を御確認の上、当該医療機関に対し、上記の課長通知の内容を再度周知していただくとともに、速やかに業務継続計画を策定するよう依頼していただくようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症対応などやむを得ない事情により業務継続計画の策定が令和 4 年 4 月以降となることが見込まれる医療機関については、策定が令和 4 年 4 月以降となる理由及び業務継続計画の策定時期を明らかにした上で、都道府県の判断により指定又は認定を継続することは差し支えないものとします。

(参考)

管内の周産期母子医療センターの業務継続計画 (BCP) の策定状況については、以下の情報をご参照いただくことで把握できます。

○令和3年度周産期医療体制調査 (G-MIS において実施)

回答期間：令和3年5月7日～7月30日 (11月30日まで回答期限延期)

令和3年4月1日時点の状況について回答。

・項目 84-1 BCP の策定 「1」有、「0」無

・項目 84-2 (84-1 が「0」無の場合に回答)BCP はいつまでに策定を予定しているか。

※令和3年4月1日時点での、BCP 未策定医療機関数

総合周産期母子医療センター：5施設 (全国 112 施設中)

地域周産期母子医療センター：20施設 (全国 296 施設中)

ただし、未報告医療機関が7施設あるので、未報告医療機関の策定状況については、都道府県で別途ご確認願いたい。

問い合わせ先

厚生労働省 医政局 地域医療計画課 救急・周産期医療等対策室

担当：前中、櫻山

電話番号：03-3595-2185